

令和3年4月19日

学生・教職員各位

危機管理室長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う注意喚起について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に再拡大の傾向にあり、国から緊急事態宣言に準じた措置が可能な「まん延防止等重点措置」が発出され、適用となった地域との不要不急の往來を控えるよう要請がありましたが、今後さらに対象地域が広がる恐れがあります。

このことに伴う本学の新型コロナウイルス感染症対応活動基準に変更はありませんが、新入生をはじめ皆様方にはあらかじめ内容を確認いただき、これから大型連休を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症の再拡大を抑えるために、引き続き本学が定める感染症対策及び健康管理の徹底を遵守し、不要不急の移動を控えるようにしてください。なお、道外等へ移動した場合には、戻られてから2週間健康管理に留意し、できる限り人との接触を控えるようにしてください。

また、北海道から以下について協力要請がありましたので、併せて感染症対策を徹底していただきますようお願いします。

《参考：北海道からの協力要請：抜粋》

1. 発熱や咳などの体調の不良を感じた場合は、キャンパスへの入構や課外活動、アルバイトなどの外出を控える。
2. 「まん延防止等重点措置」が適用された都府県※（宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県（4月16日時点））との不要不急の往來を控える。
※適用地域に変更があった場合は、その変更に従う
3. 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往來を控える。
4. 「札幌市との不要不急の往來」を控える。
5. 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
6. 飲食の際には、「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）

参照：

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（道庁のホームページ）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>
- 新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル（本学のホームページ）
https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/corona_manual201211.pdf